

令和2年度 第1回 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会議事録

1 日時

2020（令和2）年10月27日（火） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

小牧市公民館講堂

3 出席者

NO.	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	朝倉 美江	金城学院大学教授
2	医師	日比野充伸	一般社団法人岩倉市医師会
3	愛知県弁護士会	宮本 英行	愛知県弁護士会
4	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	野田 隆誠	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
5	愛知県社会福祉士会	瀬瀬 光幸	成年後見研修委員会担当理事
6	市町社会福祉協議会	宇野 千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議会事務局長
7	地域包括支援センター	井上 健	社会福祉法人おおぐち福祉会
8	障害相談支援事業所	小木曾 眞知子	相談支援事業所アザレアフォルテ
9	居宅介護支援専門員	大野 充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
10	高齢者施設	東 謙次	社会福祉法人高坂福祉会扶桑苑施設長
11	障害者施設	中野 勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
12	民生委員	間宮 輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
13	老人クラブ	櫻井 逸子	岩倉市老人クラブ連合会
14	認知症支援者団体	尾関 憲明	いわくら認知症ケアアドバイザー会代表

15	公募委員	大島 和恵	小牧市
16	公募委員	中村 朋美	岩倉市
17	公募委員	倉知 静子	大口町
18	公募委員	間宮 進示	扶桑町
19	行政職員	山本 格史	小牧市障がい福祉課長
20	行政職員	富 邦也	岩倉市福祉課長
21	行政職員	服部 昭彦	大口町健康生きがい課長
22	行政職員	小室 和広	扶桑町福祉児童課長

事務局 尾張北部権利擁護支援センター

3 内容

(1) あいさつ

○山中センター長

定刻となりましたので、ただいまから、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会を開催いたします。

本策定委員会は、資料の要綱にありますように委員の過半数の出席をもって成立いたします。本日は全員出席でありますので、本会議は成立いたします。

関係4市町を代表して小牧市福祉部松永次長様にご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○小牧市福祉部松永次長

皆さんこんにちは。小牧市役所の福祉部の次長の松永と申します。本会は小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の広域での会になりますが、代表して小牧市よりご挨拶を申し上げます。このたび大変お忙しい中、成年後見制度利用促進計画策定委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。この委員会では、尾張北部権利擁護支援センターを共同で運営する小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町で、それぞれの市町の成年後見制度利用促進計画を策定するために専門の先生方をはじめ、公募でご参加いただいている住民の皆様のそれぞれの立場からご意見をいただきます。この地域でも年々高齢化が進み、認知症となる方も増加傾向にあります。また障害のある方の地域生活への移行定着についても課題となっており、その支援体制の一つとして、成年後見制度についての関心が、平成30年

の尾張北部権利擁護支援センターを設置したことを契機に、徐々にではあります、高まってきております。このような住民の期待にお応えするため、この計画がより良いものになるよう貴重なご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

○山中センター長

ありがとうございました。

私は本日の進行を担当いたします尾張北部権利擁護支援センター長の山中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様にはお忙しい中、当策定委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。委嘱状につきましては、時間の都合で既に配付させていただいております。ご了承いただきたくお願いを申し上げます。

さて、本日の会議資料をお開きください。次第にありますように、本日は最初に委員長、副委員長を選出し、その後、協議事項として、①小牧市、岩倉市、大口町および扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画の策定について、②住民、支援者および受任（候補）者に対するアンケート調査について、ご意見をいただく予定としております。委員長選出まで、私が進行を務めますのでご了承ください。

本日の予定終了時刻は3時としておりますので、進行に御協力をお願いいたします。

委員長選出の前に、委員の一覧表に沿って、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の都合上簡潔をお願いしたいと存じます。

また、コロナ対策ということがありまして、マイクを1回1回消毒させていただきます。職員が対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは朝倉委員お願いいたします。

○朝倉委員

金城学院大学の朝倉美江と申します。地域福祉を専門にしています。よろしくお願いいたします。

○日比野委員

岩倉市医師会の理事をしております日比野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本委員

愛知県弁護士会に所属しております弁護士の宮本英行と申します。弁護士会では高齢者・障害者の権利擁護をする委員会に所属しておりまして、現在、虐待関係を特に取り扱う部会の部会長ということをやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○野田委員

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部副支部長をしております司法書士の野田と申します。よろしく申し上げます。

○瀨瀨委員

愛知県社会福祉士会理事をしております瀨瀨と申します。成年後見の研修委員会と高齢者支援委員会の担当の理事をしております。よろしくご願ひいたします。

○宇野委員

大口町社会福祉協議会の事務局長の宇野と申します。よろしくご願ひいたします。

○井上委員

社会福祉法人おおぐち福祉会にあります大口町地域包括支援センターで管理者をやっております。井上と申します、よろしくご願ひいたします。

○小木曾委員

小牧市にあります社会福祉法人アザレア福祉会で相談支援専門員をしております小木曾と言ひます。よろしくご願ひいたします。専門は三障害やりますが、主に精神になります。よろしくご願ひいたします。

○大野委員

小牧市介護支援専門員連絡協議会で副会長を務めております大野と申します。どうぞよろしくご願ひいたします。

○東委員

皆さん初めまして。扶桑町にあります特別養護老人ホーム扶桑苑の施設長をしております東と言ひます。どうぞよろしくご願ひいたします。

○中野委員

小牧市にあります社会福祉法人あいち清光会のサンフレンドで職員していません中野です。よろしくご願ひいたします。あと、一般法人の愛知県知的障害者生活サポート協会の方の成年後見センターでスタッフもしております。よろしくご願ひいたします。

○間宮輝委員

扶桑町民生委員・児童委員協議会の副会長をしております間宮です。まだ7年目ですけど、民生委員で7年目というのはどちらかというとベテランでないほうでございます。本当はもっと先輩がおりますけど、副会長ということで出席させていただきました。

○櫻井委員

岩倉市老人クラブ連合会副会長を務めております櫻井と申します。よろしくご願ひいたします。

○尾関委員

いわくら認知症ケアアドバイザー会代表をしております尾関と言います。私達は岩倉市の認知症サポーター養成講座とケアドカフェひろみを運営しております。よろしく申し上げます。

○大島委員

小牧市在住の大島と言います。今回公募の委員をさせていただくことになりました。

あの仕事をちょっと福祉職ではないんですけど成年後見の法人後見で2人、今担当させていただいております。よろしく申し上げます。

○中村委員

岩倉市在住の中村朋美です。私も公募委員で参加させていただいております。仕事は岩倉市のみりの里で事務員をしております。よろしくお願いたします。

○倉知委員

大口町在住の倉知静子です。一主婦です。何もわかりませんが、よろしく申し上げます。

○間宮進委員

みなさま、こんにちは。扶桑町の間宮と言います。向こうの間宮さんと私、いとは同士でございます。偶然でございます。よろしく申し上げます。私、扶桑町老人クラブ連合会の会長をさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

○山本委員

小牧市の障がい福祉課長の山本と申します。よろしく申し上げます。

○富委員

初めまして、岩倉市の福祉課長をしております富邦也と申します。よろしく申し上げます。

○服部委員

皆さんこんにちは。大口町健康生きがい課の課長の服部です。よろしく申し上げます。

○小室委員

皆さんこんにちは。扶桑町役場の健康福祉部福祉児童課長の小室と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○山中センター長

ありがとうございました。事務局も自己紹介させていただきます。まず幹事市からお願いをします。

○生駒係長

幹事市で小牧市役所障がい福祉課障がい福祉係長の生駒と申します。よろし

くお願いします。

○江口主任

同じく幹事市である小牧市の江口といいます。本日はよろしくお願いします。

○山中センター長

それでは尾張北部権利擁護支援センターの職員を紹介いたします。

○安藤専門相談員

尾張北部権利擁護支援センターの安藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○小川相談員

同じく小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○山中センター長

皆様ありがとうございました。

(2) 委員長、副委員長選出

○山中センター長

ただいまから委員長、副委員長の選出に入ります。当策定委員会の設置要綱第5条に委員長、副委員長の選出に係る規定がございます。委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により決することとなっております。

委員長について、どなたかご推薦はありますでしょうか。

○野田委員

(挙手)

○山中センター長

野田委員お願いします。

○野田委員

はい。委員長でございますが地域福祉に見識が高い朝倉委員が適任かと思えますので、推薦させていただきます。

○山中センター長

ありがとうございます。

いま、朝倉委員を推す声がありましたけれども、いかがでしょうか。

○多数の委員

異議なしの声

○山中センター長

異議なしとのことですので、委員長は朝倉委員に決しました。朝倉委員は委員長席におすすみください。席につかれましたら、ひと言ご挨拶をいただき、引き続き副委員長をご指名くださるようお願いをいたします。

○朝倉委員長

今、ご指名いただきました朝倉美江と申します。よろしく願いいたします。本当にこの成年後見制度は、今のように不安定で超少子高齢化が進み人々の生活が困窮しているという厳しい状況の中で、一人ひとりの人権を守っていくというとても大切な制度だと思います。2市2町でしっかりと全ての皆さんにとって意味のあるものになるような計画を皆さんとご一緒に策定させていただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、副委員長は委員長が指名ということなのですが、地域福祉ということと、地域の権利擁護を推進されている、ここにいる多くの皆さまがそのような方々だと思いますが、今回は大口町の社会福祉協議会事務局長の宇野委員にお願いをさせていただけたらというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○山中センター長

それでは宇野委員、副委員長席にお進みいただき、ひと言お願いいたします。

○宇野副委員長

改めまして皆さんこんにちは。指名いただきましたので、私が副委員長ということなんですけれども、なにぶん不慣れでございます。皆さまにご迷惑をおかけしないように務めさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中センター長

ありがとうございました。それでは、委員長副委員長が決まりました。以降の会議の取り回しにつきましては朝倉委員長にお願いをいたします。

(3) 協議事項

① 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画の策定について

○朝倉委員長

それでは協議事項の(1)小牧市、岩倉市大口町および扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画の策定につきまして事務局の方からご説明をお願いします。

○山中センター長

それではよろしく願いいたします。お手元の資料をご覧ください。

その前に、このリーフレットがございますけれども、私どものことを少しだけ説明させていただきます。

私ども、この計画策定の準備をさせていただくことで委託を受けておりますが、その前に、この4市町、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の4つの市町の権利擁護といいますか成年後見制度の利用を支援するセンターとして、平成30年4月に設置されました。2年半ほどですね、この地域での活動をしてまいって

おります。どうぞよろしく願いをいたします。

説明をいたします。

まず、この計画の背景ですけれども、つまり、なぜ、この計画を作らなければいけないかということでございます。一つ目のポチ（中黒点）でございますけれども、現在の成年後見制度は平成11年に民法が改正されまして従来の禁治産者制度が見直されて、平成12年から運用がされております。以来20年になりますか、成年後見制度が進んでまいりましたけれども、利用が思いのほか進まないということから、平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律、通称成年後見制度利用促進法というものができました。この法律は基本理念として、こういうことを考えてるというようなことをうたっているのですけれども、具体的に何をどうするかということについては、この法律の中では書かれていなくて、国が成年後見制度促進基本計画をつくることによって、その中にいろんな施策を盛り込むということになってございます。

今回、私どもが作る計画は、その元の利用促進法という法律の中に、第23条ですけれども、市町村が成年後見制度の利用促進基本計画、これが国の計画ですけれども、それを勘案して、当該市町村の区域における、例えば小牧市であれば小牧市の成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努める。努力義務でありますけれども、現在国の方では、令和3年までにこの計画を作るということで各市町村をお願いをされているところであります。計画の根拠としましては、国の成年後見制度利用促進法に基づいて、市町村は当該市町村の区域における基本的な計画を定めるということになっておりまして、これが根拠になっております。

次に、この策定委員会の位置づけでございます。法令上は、それぞれの市町がそれぞれの地域の計画を作りなさいということになっていますが、この尾張北部権利擁護支援センターを含めて4つの市町が共同して、成年後見制度の利用について推進していこうということで取り組んでいただいておりますので、それぞれの市町でそれぞれの市町の思いで計画を立てるのではなくて、4つの市町が、共同して成年後見制度の利用促進に関する基本的な考え方をまとめて、それを計画に反映していくということが望まれます。そういう意味で、この策定委員会においては、4市町が共同して、推進する利用促進計画を策定していただきます。ここで策定した利用促進の計画案のもとに、各市町は、先ほどの法律上の各市町の行政計画として、計画を作らなければいけないことから、各市町の手続きにのっとり、最終的に各市町の計画案を策定していただくこととなりますが、4市町で共同して、この4つの区域、共同して推進する利用促進の計画を策定していただくということになっております。

次に、先ほどの話と若干かぶるんでありますけれども、介護保険制度は平成12

年に導入されました。この制度は、成年後見制度と車の両輪であるというふうに位置づけられ、言われております。介護保険制度は全国で今 650 万人の方が利用されていることになっております。一方、成年後見制度の方は全国で 23 万人が利用されている。介護保険を使っているからと言って成年後見制度を使うとは限らないんですけれども、認知症の方は 460 万人、高齢者の人口の 15% と推定されております。2025 年には 700 万人、高齢者の 2 割の方が認知症を持たれるのではないかという推計になっております。この状況の中で、やはり、この 600 万人というスケールと、全国で 20 万人というスケールを比較すると、成年後見制度の利用が進んでないといえるのではないかということです。

そのために市町村が成年後見制度の利用を推進する環境を整えることが責務として求められているところです。

先ほどの国の成年後見制度利用促進基本計画に沿って計画を立ててくださいということになりますけれども、その基本計画にはどういうことが書いてあるかということをお 6 ページに書いております。まず基本的な考え方として、1 点目 ノーマライゼーション、個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。2 点目 自己決定権の尊重、自発的意思の尊重、3 点目に財産管理のみならず身上保護も重視していきましょうということがあります。

(2) は、今後の施策の目標として 4 点ですが、まず、1 点目は利用者がメリットを実感できる制度運用への改善を図る。利用が進まないのは、利用者がメリットを感じないからだということがまずあって、それを何とか改善しようというのが 1 点目で、2 点目が、全国どの地域においても必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るということが言われています。

1 点目は、利用したいとなかなか思えないということをお何とかしなければということがありますが、2 点目は、利用したいと思ったとき、あるいは利用しなければならぬ方が容易に利用できる環境にないのが今の課題であるので、確実に利用できるような環境を整備しようというのが 2 点目になります。

3 点目は、利用できない、利用したくないという思いの一つの中に、財産管理の場面において、不正があるということがあったために、その不正が起こりにくい環境を整えようというようなことがあります。また利用のしやすい環境を作ろうということもあります。

あと 4 番目は、後見人がつくると権利が制限されるというようなことも法令上ありましたので、それを見直すということがうたわれています。

(3) は、そんな施策の進捗状況の把握、評価ということですが、事前に送付させていただきました資料の中に入れておりますけれども、今年度、中間の見直しということがなされております。それも、今後の議論の中で参考にさせていただく

ことになろうかと思えます。

愛知県の状況ですけれども、愛知県の中には私どものセンターのようなセンターが複数ありまして、全国的には比較的進んでいる方の県だと思っております。

尾張北部4市町の現況ということで、4市町の合計の人口は259,942人ということで、概ね26万人でございます。高齢者人口64,356人、先ほどの認知症の有病者数の推定15%を掛けますと9,653人が認知症ではないかと想定されます。あと知的障がいのある方、精神障がいのある方を含めまして、いわゆる判断能力に課題があるのではないかとと言われる方は13,693人という数字が挙がっております。もう一つ、人口の1%という数字が挙げてありますのは、注に記してありますように、新井誠先生によりますと、国際的なスタンダードでは最小でも、総人口の1%が潜在的利用者数であるということでございますので、26万人の人口を持つこの地域は2,599人が、少なくとも利用対象者となるのではないかとという数字です。

そして、次のページでございますけれども、現状、この地域でどれだけの数の方が利用されているかということ、合計の合計のところを見ていただきますと、233名です。これは先ほど言いました、2,599人に対して、9%に過ぎません。やはり私どもの中でも利用が進んでないと言えるということでございます。小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町と分けてみても、やはりいずれも町も10%前後ということで、成年後見制度の利用が進んでいないという現状があるということです。この現状を変えていくために、どのような施策を展開していけばいいのか、その前に、どのような課題があるのかという検討が必要ですが、どのような検討があり、どのような施策を今後、講じていけばいいのかということを検討していただくこととなります。

今後のスケジュールですけれども、予定でございますけれども、今年度につきましては、アンケート、課題の把握をするためのアンケートを実施させていただきます。来年度はですね、そのアンケートやそれぞれの委員の皆様が、現場で確認されていることを踏まえて様々な提言をしていただくということを想定しております。5月、7月、9月、12月、2月の5回ですね、委員会を開催して、計画案を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○朝倉委員長

ありがとうございました。今のご説明に関しまして、何かご質問とか確認しておきたいことなどおありでしたら、是非ご意見ご質問よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。今のご説明ですと、この2市2町の地域でも、この制度がまだ十分利用されているとは言えない状況になっていると。この制度という

のは、本当に、民法の制度であって、ノーマライゼーションという言葉が入ったってというのは、すごい画期的だっていうふうに当初評価されていました。さらに契約というお話にもありましたように、介護保険制度ってというのは、対等な関係だっていうことで契約をするんだけど、とても対等ではないんじゃないかと、やはり、どうしてもサービスを利用する側は弱い、その人たちをサポートしていく、そうした仕組みが必要だということで、この制度が同時にできたんだと思うんですが、必要なサービスや必要な支援を利用するためにも、この制度というのは、不可欠な、とても大事なみんなの共有の財産である制度だと思うので、何とかこの地域で多くの人が使えらるようになればというふうに思います。

何か今までのご経験の中で感じてらっしゃることなども是非ご紹介いただければ。是非、積極的に、どんな御意見でも。いかがでしょうか。

今までこの制度を活用されてサポートされたご経験のある方もいらっしゃると思いますし、地域でいろいろ困った話を聞いていらっしゃる方がいらして下さっていると思うので、どうでしょう。よく分からなかった、ご説明でもうちょっと確認したいというようなことでもいいですし、ご経験の中で感じてらっしゃることでもいいです。

宮本先生お願いします。

○宮本委員

弁護士の宮本でございます。どんなご意見を申し上げようかと、いろいろ考えていたのですが、経験をということだったので、私も成年後見人、保佐人、補助人というものを、常にだいたい8件から10件ぐらいやらせていただいています。そういった委員会に所属しておりますので、弁護士としては割と多い取扱件数にはなります。

いわゆる利用者のメリットというところですが、やっぱり一般の方の、その認識というのがまだまだ何というか、薄いというか、聞いたことはあるけどもとか、なんかあの財産管理する制度ですかというぐらい、そういった状態なので、メリットっていうのも当然よくわからないし、なんだか結構あの使い勝手が悪いらしいぞというような噂まで先行しているというようなところで、やっぱり将来利用する人が元気なときに、こういうメリットがあるんだよっていうのを、しっかり把握していただくことが必要なのかなと思います。

ともすれば、メリットというところで行くと、ご本人さんじゃなくて親族のメリットというようなところも考えられる、特に本人さんの意思能力が低下し、あるいは無くなってしまった段階で利用するとなると、本人さんにとってのメリットっていうのは、だいぶ度外視されてしまって、ご親族の方からのメリットというものが大きくなるんですけど。

制度としては、本人さんを権利擁護するというような制度ですので、やっぱり

将来使うかもしれないという人が、元気なときに、これってこういうメリットあるんだっていうのをしっかり把握していただいて、本人さんが自分の気持ちで利用したいというようなところを思っただけのぐらいに、この制度のメリットだとか、制度概要を周知していくことが必要かなというのが私の感覚です。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございます。本当にご経験されていることを踏まえてお話しただきました。本当に使ってメリットがあるような、本当にみんなが使った方がより良い人生が送れるという、そういう制度ということ自体が知られていない、そもそものところで大きな課題ですよ。

いかがでしょうか。関連してご意見ありませんか。いろんな意見が頭の中で、めぐってらっしゃると思うんですが、初回は話しにくいかもしれませんが、ぜひ。

ありがとうございます。瀬瀬委員どうぞ。

○瀬瀬委員

社会福祉士会の瀬瀬と申します。さっき山中さんから説明のあったところで潜在的利用者っていうところ、最低でも1%はいるんじゃないかというところで、この市町が2599名、成年後見制度利用されてる方が233名という話がありましたけれども、専門職の立場からしても、人材の育成だったり、それから専門職だけでは到底足りないところですので、皆さんご存知だと思いますけれども市民後見だとかそういったところに相当な力を入れていかないといけないと思います。私は、本職はケアマネジャーをやっているんですけど、介護保険のサービスも、そのうち人材不足だとかサービス不足になることが想定されると思いますが、この成年後見制度でも、それ以前に足りなくなってしまうというような危機をこの数字を見て感じたので、その点について、これから皆さんで考えていけるといいかなと思いました。

○朝倉委員長

ありがとうございます。本当に人材の問題、とても大きいですよ。私もたまに知多の成年後見センターと名古屋市社協の成年後見人センターで市民後見人の養成にずっと関わってきているんですけど、その中でやっぱり市民後見の人って、なんか本当に大変な仕事だと思うんですけど、やられた方に伺うと、本当に、人生とか家族とか人の最後みたいなところをすごく実感できるっていうような、何かかけがいのない経験だったっていうような声を聞くと、そういうことが地域の中で支え合いとしてできるというのも凄いことだっていうふうに感じたりすることもあります。また、本当にいろんな専門職の方々のご協力とか、もっと活用いただくとか、専門職自体がもっと増えていくなど、いろんな課題がたくさんあるのではないかっていうふうに、改めて思いました。

この成年後見制度っていうのは財産管理だけじゃなくて身上監護のあるっていうのは、すごく大事な大きな特徴だというふうに思いますので、そんなことがやっぱり生かせるような、この4市町の中でですね、そんな仕組みが今回の計画の中でも作れるといいなっていうふうに思います。

いかがでしょうか。どんな御意見でも。野田委員。

○野田委員

専門職ばかりで恐縮でございますが、一つだけ添えさせていただきたいと思えます。成年後見人ですね、私も専門職として携わっております、これまでも何件か受任させていただいておりますけれども、某市の申立て、後見センターがないようなところの市長申立に携わりまして、就任した事例も何件かございます。ただ市役所さんですとか、それは担当者も非常にお忙しいのか、市長申立によって後見人が選任されますと、もうそれを後見人に任せきりというような傾向が全くないわけではない。今回この後に議題でどんどん上がってくる地域ネットワークづくりというところ、非常に重きを置いていく部分だとは思っています。専門職の立場でもそうですし、これから議論が始まります、市民後見人の方の立場からしましても、全て後見人がしよいこむものではなく、かつ、成年後見人自身は、本人の権利擁護の道具といいますか一部に過ぎません。ネットワークの作成、これは成年後見プラスアルファの部分でもそうなんです、本人の権利にとって非常に大事かと思えます。ネットワーク作り、その部分の計画が非常に深いものができるといいなと思えます。

○朝倉委員長

ありがとうございます。本当に今おっしゃっていただいたように、ネットワークとか、本当に地域の中で1人1人の人をしっかり支え合うということで、行政ももちろん大切ですが、専門職、それから地域の人たちもみんなで支える地域が大切です。今、地域共生社会というものが提起されて社会保障制度改革の中で言われていますが、そのときに一番大事なものは、ひとりの命、人権を守り切るか、そこの地域でですね。自分の意思は最後までしっかりと、自分はこう生きたかったっていうような生き方を支えていくのがこの制度だと思いますので、そんな仕組みをこの地域の中で皆さんと議論しながら作っていけるというすごい大切なことになるというふうに改めて思いました。

いかがでしょうか。櫻井委員お願いします。

○櫻井委員

これから利用させていただくことになる、老人の代表としてまいりましたが、先だってセンターが開催されたオンラインの講座を聞いて、初めてこの中身を知ったような私です、その時にもチラッと出てたんですけど、地域で、やはりあのチームは作って支えていくというのは大変良い方向性だと思ひ、期待し、

自分も参加させていただくことに誇りを感じております。本人の意思決定権を、・・・本当に弱っていく利用者に寄り添って尊重していくというのは、本当に並大抵の労力ではないと思うんですね。だからそのチームだけに任せたり、それからまた、利用者の意見と周りの意見とが違った場合ですね、きちんと相談し解決していく、そののところに力をいれた計画にしていきたいなっていうふうに思っております。

○朝倉委員長

ありがとうございました。本当におっしゃるように本人の意思を、といっても、それはちゃんと本人が表明できるものなのか、それからそれって揺れ動いたりするって思うんですね。家族との関係もあるので、どの人の人権も大事だというときに、どのように調整していったらいいのか、どれだけ周りが助け合ったり、サポートしあったり、何かあったときにまた変更もする、課題にも柔軟に対応できるような仕組みをどうやって作っていくか、というようなことも課題なのかなど改めて思いましたが、いかがでしょうか。井上委員。

○井上委員

大口町の地域包括支援センターの井上と申します。我々支援に当たってる者に関して、先ほど、元気なときにこの制度のメリットを知るとかというお話があったと思うんですけども、どうしてもその実際の現場だと、消費者被害に遭ったとか、認知症になって判断力がなくなったり、どちらかというとなイナスのイメージから結構入ることが多く、しかも切羽詰まった状態で制度について動くということで、非常に短時間の間に、だから熟考しないで、どうしてもそっちに行きがちなので、先ほどおっしゃられたように、前向きな将来に向けてこういった制度とか、いわゆる利用促進というところでの、もっとわかりやすい部分の議論みたいなのができればいいなと感じました。

○朝倉委員長

ありがとうございました。本当にそうですよね、マイナスの部分ってインパクトが強いので、何かすごく拒否的になってしまうということはあるかもしれませんが、制度って必ずマイナスの面があるんですけども、それは、本当は僅かで、圧倒的多数は、とても良い大事なことだと思うんですが、しかし万が一そういうことがあったとしても、それにちゃんと対応できるような仕組みを何とかつくるというようなことも含めて、そうならないようなことをどうやって調整しながらみんなで見守るか、監視ではなく見守るかっていうようなことも考えていかないといけないんだろうなというふうに思います。

いかがでしょうか。関連して。公募で来てくださった方ぜひ、いろんな思いをもって、手を挙げてくださったのではないかと思います。いかがでしょうか。もちろん行政の方とか、皆さんそれぞれの立場で。

○日比野委員

最近わたくしも在宅医療をやっておりまして、在宅医療の患者さんの中にも、やはりその成年後見人を勧めるんだけど、どうしても理解力が悪いというか、自分の病気を理解していない部分があって、やはりどれだけ説明しても納得されない。そういった成年後見を利用してくださらないという利用者さんも当然いるわけなんですね。そういった方に対して、ケアマネジャーさんとか、あるいは行政の方とか一生懸命やったださるんですけども、やはり最終的に成年後見の利用までどうしても至らないケースというのは最近経験しています。その中で、やはりその何というか、先ほど切羽詰まったという言葉がありました。そういった病識がない状態、あるいはその判断能力がない状態になってから、その成年後見を利用するようにお勧めしても、なかなか受けてくださらないケースがある。そういったケースで、前もってあらかじめいろんな取り組みってというのはやっぱり必要なんじゃないかなというふうに考えていて、例えば医療の現場なんかでも、自分が終末期を決定するにあたって、自分が最終的なケアをどのようにするかというのを前もって意思表示しておくというようなシステムを今この地域でも構築しようとしてるんですけども、そういった取り組みも、前もって、こういった自分の財産の処し方あるいはそういったことに関して計画を立てていく、そういったようなシステム作りは議論になるといいかなというふうに思います。

○朝倉委員長

ありがとうございました。本当に在宅医療の現場は、すごくシビアな課題、切実な状況の中で、本当は本人にもっと早くに確認しておいて欲しかったということが多々あるのではないかと思いますので、やはり、より積極的に、地域の中でこの制度を活用してもらえようことを考えていかないといけないんだろうというふうに思いますし、今後も実態を明らかにしていくっていうような中でも、その辺を丁寧に掘り起こせるようなことが必要なのかなというふうに思いますが、他にはいかがでしょうか。

○小木曾委員

障害者の相談支援の形でお話させていただきますと、やっぱり精神障がいや知的障がいの方の親御さんというのが、親の亡き後っていうところをとっても心配されて、何とかこういう制度を使いたいっていうので、親御さんの方が割と熱心に言われるということもあるのですが、当の本人は、例えば知的の方ですと、やっぱりその実感がなかったり、精神障がいの場合ですと、親御さんが心配するからそういうのを検討したりという流れがあります。でも実際はそんな自分の管理されたくないよ、金銭管理なんて嫌だよっていうところを言われて、やっぱり現状的に必要だろうなという方々を見ていると、なかなか進まないかなと

いうところが現状であるのかなと思います。改善はされていますけど、選挙権の問題やいろんなことが剥奪されるんじゃないかっていう心配を、やっぱり言われる方々もいらっしゃるので、その辺がもうちょっとハードルが低くなればと思います。もうちょっと進んでいけば、あの人も使っているから自分もっていうふうに思いになってくるのが一番いいのかなというふうに思います。

先ほどお話していた市民後見等っていうのでなり手を作るって、実際に利用しやすくなるということは、ニーズを使いたいっていう人が増えてくると思うんですけど、そのなり手となる市民後見の数というところや、そういう後見人になりたいっていう人もなかなかいらっしゃらない。いるんでしようけれども、なかなか仕事になると大変だろうなど。ボランティアだけではできない部分はあると思うんですけど、その辺の展望の部分やこの2市2町でせつかくそういう計画をつくるものですから、そういうところのシステムっていうところも、やりやすくもあり、頼みやすくもありというところをいかに進めていくかっていうのが、これから課題になるのかなというふうには思いました。

○朝倉委員長

ありがとうございます。ご意見いただいたように、本当に知的障がいの方々の親の方は、とても関心が高くていらっしゃるんですけども、なかなかご本人様のところでは躊躇があるっていうのは、やはり制度の仕組みの中で、やはり解決していかなければいけない課題だというふうに思いますし、精神の問題も同じだと思います。また、市民後見人の位置づけですね、それも本当にボランティアでいいのかというのは私も思います。それで任せられるほどの問題ではないのではないかという言い方、そういう意味では地域共生社会の支え合いのシステムの中にしっかり位置づけて、それをどういうふうにこの4市町で構築していくかっていうことは、成年後見制度だけを取り出してやるのではなくて、全体の生活支援とかっていうようなことも含めて議論しないと実現していかないのではないかなっていうようなことも思います。

○東委員

ケアマネジャーからですが、意外と驚かれるかもわかりませんが、成年後見人がこの人に必要だろうと最初に手を挙げるのはやっぱりケアマネジャーが一番多くて、それだけ一番身近な存在の立場なんだなというのは痛感してます。ただ実際に直接成年後見センターに相談ということではなく、こちらの今日ご出席されてます地域包括支援センターの方に報告をするという流れが基本的にできておりまして、地域包括支援センターの方にお問い合わせをして包括支援センターから、それぞれ申立等していただいているっていうのが現状なのかなと思います。ただ、とにかく今ケアマネジャーが一番だよって話ですが、ケアマネジャーが一番じゃなくていいので、もっと皆さん方にも気付いてもらうだとか、そうい

ったところがやっぱり必要であると思いますので、先ほどおっしゃってみえた地域共生社会というのは絶対必要だなと思います。

あと一つちょっと投げかけなんですけど、我々のご利用者の立場に立って介護をしていきたいというふうに思って、いつも生活のケアをさせてもらってますが、例えば認知症の方がお一人住まいで、生活してみえる、どうかしますと、ちょっとぼやを出したりとか、そういったケースも多々あります。そうしますと、やっぱり近隣の方々は、意外とですね、中には一人で住まわしちやまずいんじゃないかと、そういったご意見を受け承ってですね、施設の選択をしたりとか、そういったケースもやっぱり現状あります。ぜひこの会でもですね、事例を通してですね、我々も学んでいくっていうことも必要ではないかと思しますので、そういった事例の検討もしていったらどうかと思います。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございます。本当にケアマネジャーの方が一番介護保険の現場ではメインで、いろんなこと情報も掴んでらっしゃると思いますし、それを地域包括など地域の枠組みの中でしっかり位置づけていただいているということだと思いますが、でも本当に今の社会保障制度改革で、また改正はありますが、改革の方向としては、どんどんどんどん介護保険で施設入所というのは限られた人たちになっていくということが明らかですので、そうなりますと相当重い方、今までだったら施設入所が可能であった方も在宅で、というのが現実的に、この地域の中でもどこでもそうですが、私たちが考えておかないといけません。ですから今、これから人口減少で核家族化で一人暮らしが増えるという中で、一人暮らしで認知症の人がいるというのは当たり前前の状況に至ると、そのときに本当にここで暮らし続けるしか選択がないときに、どうしようっていう、それは誰かの問題じゃなく、私たちにかかわる課題だと思いますので、そのような人たちが最後の権利が守られるような、そういうことを考えていかないといけないって相当重たい課題というふうに改めて思います。本当になんとか良い推進計画を皆さんと検討させていただければなというふうに思っています。あともう1人くらいいかかでしょうか、よろしいですか。以上でよろしいですか。

○朝倉委員長

それでしたら今出たような意見を今後、この後また計画を作ることについて事務局からご説明いただきますが、これから計画を作っていくにあたって、今回の議論を踏まえて、またより具体的に考えていく、この委員会で考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは協議事項の(2)住民、支援者及び受任(候補)者に対するアンケート調査につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○山中センター長

今貴重なご意見をいろいろ聞きまして、ありがとうございます。次にアンケート調査でございますけれども、課題を把握するためにアンケート調査を予定しております。資料3をご覧ください。アンケート対象としましては(1)市民町民ということでありまして、このことにつきましては、各市各町にお願いをしまして、第8期介護保険事業計画、あるいは第6期障害福祉計画に合わせて、調査をお願いしておりますので、そのアンケート結果を後ほどお知らせいただくことになっております。(2)は福祉関係支援者ちょっと4市町所在ということに限定させていただいて、アンケートをとってはどうかと思っております。実際には、江南にある病院をお使いであるとか、いろんな関係先がございますけれども、調査対象としては4市町でさせていただきたいと思っております。福祉関係の支援者ということで地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、計画相談事業所、高齢者入所施設、障害者入所施設、社会福祉協議会の権利擁護の部門ということで、現時点で把握している数がそれぞれの数字でありまして126ヶ所と見込んでおります。そして(3)は受任者になる弁護士、司法書士、社会福祉士、他にも受任いただく専門職はございますけれども、主な専門職として弁護士、司法書士、社会福祉士のそれぞれの団体を通じて専門職をお願いしたいと考えております。調査対象はですね、このエリアの受任が可能であると思われる尾張北部地域、それから尾張西部地域、海部郡じゃなくて、あま地域ですね、すみません、資料では肝心の名古屋市が抜けておりますけど、名古屋市の弁護士さん等も来ていただいておりますので、名古屋市を加えまして約600人になるのではないかと想定しております。それぞれ県の弁護士会、リーガルサポートさん、それから愛知県社会福祉士会等々に事前にお話をさせていただきまして、このエリアの人を対象にしたいと言ってもらえれば、名簿について、提供をいただく、あるいは名簿は提供できないけれども、発送のお手伝いはするということで、ご協力をいただけることになっております。従いまして数が今の時点で確定しておりませんが、概ねこれ位ぐらいではないかということで承っております。

2番の調査期間ですけれども、12月にできるようにしたいというふうに思っております。調査方法は調査票を郵送させていただいて、回答については、それぞれ郵便であったりファックスであったりホームページで回答いただければというふうに考えております。

つぎに、調査項目はどのような項目にするかということを書いてありますけれども、市民、町民という対象者に対しては成年後見制度の認知度、そして、当センターの認知度、福祉関係支援者につきましては成年後見制度の理解度、成年後見制度利用促進にかかる法令等の認知度、相談体制、あるいは当センターの認知度、当センターとどう連携したか等々、ここに記してある項目を調査する予定であります。3ページ以降に、具体的な調査の案文といたしますか、こういうお尋

ねの仕方をしてはどうかということを挙げてございます。例えば、支援者向けにつきましては、質問の3番で、成年後見制度の理解ということで、これはそれぞれの事業所の職員さんについて、「成年後見制度について相談があった場合、貴事業所として利用者に制度の説明はすることができますか」というような問いで、「できる、多少はできる、できない」というお答えをいただこうとしております。本日も各事業所の方もお越しですし、このそれぞれの質問項目を見ていただきまして、適切である、適切でないなどの御意見がいただければというふうに思っています。9ページからは、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会を通じて、専門職にお尋ねするアンケートになってございます。こちらでは、今お話がありましたような、受任する候補者がなかなか見込めないというようなこともありまして、どこに課題があるのかというようなことをお尋ねできればという思いで設問を用意してございます。

以上、ちょっと簡単な説明にもなりますけれども、ご覧いただいてご意見賜ればと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは、資料をもう1回それぞれのところをご確認いただければと思います。支援者向けのところをご確認いただけるいただく方と受任者のところの項目をご確認いただきたいので、それぞれのところのご担当を想定される方、それ以外でもお気づきの方がいらっしゃいましたら、ぜひどんなことでもご意見いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

市民町民向けには第8期の介護保険事業計画、第6期の障がい福祉計画に合わせてすでに調査済みということです。データは後日またこの会議でご紹介いただけるっていうことですよ、はい。

○山中センター長

まず3月に報告書として取りまとめますので、そのときにお知らせすることができますと思います。また来年度になりまして、具体的な計画策定に当たっての審議のときに改めて報告書の説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○朝倉委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。福祉関係支援者のところどうですかね。福祉関係支援者のところで、成年後見制度の理解度を聞くっていうのも、そもそもそれで福祉関係支援者といえるのかとつい思いたくなりますが、でも実際には、なかなか、福祉の制度をたくさんあってですね、コロコロ変わるので、すべてを正確に本当に理解しておかなければいけないんですが、なかなか難しいところもあります。是非その中でこの制度をしっかりと理解していただいて、より活用していただくっていうことが必要なのかなというふうに思いますが、ど

うでしょうかね、皆さんのところでは。ありがとうございます。お願いします。

○小木曾委員

障がい福祉の方からのちょっと質問というか。包括支援、居宅介護、計画相談、高齢・障害入所施設等あるんですが、障がいの部分でいうと、今、生活介護事業所のように区分3以上という方々のところ、あと就労の部分でもB型という比較的重い目のところ、あとは入所までいかないんですけども、グループホームと言って20人ぐらいの方々が共同で生活するところでも、やっぱり身寄りがなくて、ちょっと後見制度を使いたいわあとというところの声は聞くんですけど、このアンケートの中に入っていないので、ちょっと高齢の方が主なのかなというふうな、ちょっとイメージを持ってしまったっていうところなんですけど、その辺は範囲広げたりすることはできるでしょうか。

○朝倉委員長

よろしいですか、事務局。

○山中センター長

はい。ご指摘の通りなんですけれども、ここに挙がっているのは、いわゆる相談機関とそれから入所施設になってまして。それは障がいだからないということではなくて、高齢の方もデイサービスであるとかというところが入っていないということになっています。今の時点の事務局の思いとしましては、相談支援事業所の皆様の情報で何とか、先ほどもありましたようにケアマネジャーさんに情報が集まるというようなこともありますので、在宅の方の情報は相談支援の事業所さんから、入所後のことは入所施設の相談担当者ということになるということで、それでカバーできないかなという認識でやっております。ただまだ対象者も含めて検討できる段階でありますのでご意見に沿ってまた検討したいというふうに思っています。

○朝倉委員長

ありがとうございます。できるだけ選択になっていると入っていった方が答えやすいですね。またそこはご検討いただけるということで。いかがでしょうか、他にお気づきの点など、ぜひ教えていただけるとありがたいんですか。お願いします。

○井上委員

支援者向けの問9で、権利擁護センターが、主催した講演会とかに出て、受講しましたかというような問いのところで、『受講したことがある』と『これまで受講したことがない』と二つなんですけれども、何か広報啓発に繋げるためとしたら、受講したことがない理由だとか、そういったところが聞けるといいのかなっていうのを一つ思ったのとですね、あとQ14から後見人と一緒に支援ができて良かったことはっていう問いがあるんですけど、支援したことが必ずしもあ

るのかなっていうのをちょっと単純に疑問で思いました。

○朝倉委員長

ありがとうございました。今の研修の受講しない理由というところと、連携のない選択肢。いかがですか。

○山中センター長

まず基本的なアンケートのスタンスとして、問題数をできるだけ絞って、できるだけ回収率を高めたいという気持ちがあって、少しシンプルにしすぎた嫌いがあるかもしれません。その点について、またご指摘のとおり、このアンケートの結果、その結果を受けてどうするのかという、施策に展開できるという展望も必要だと思いますので、少し検討はしたいというふうに考えています。Q14につきましては、この設問を作るにあたり、すでに先行してアンケートをとられている名古屋市とか豊田市とか各地のアンケートを参考に作成しております。実はそちらの方のアンケートでは、この前に『後見人と一緒に支援したことがありますか』というような問いがあって、経験があるという答えをした人は Q14 に進んでください、というような2段階の進み方だったんですけども、ちょっとそれを省略させていただいて記してるので、例えば Q13 だと、ア) 対象となる方を担当したことがないという全否定の回答もしてあるので、例えば Q14 でも同じように、そのような後見人との支援をした経験がないというような答えを一つ入れるというようなことも考えたいと思います。それと、非常にテクニカルな話なんですけれども、ホームページで回答していただくということによって、また回答率も上げていきたいなと思っているのですが、ホームページでつくる回答のフォームというか様式が分岐して回答するというのは非常にそういう仕組みを作るのが難しいです、つまり、問いの答えで別れて“ここでイエスと答えた方はこちらに進む”というようなホームページの作り方がちょっと難しいかなと思ったので、そういうようなやり方にしてないということがあります。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。サブクエスチョンはすごく難しいですよ、確かに。グーグルフォームとかでやれる中で、しかしできるだけ正確にお答えするものということでご検討いただくということをお願いしたいと思いますが、他にいかがでしょうか。

お気づきの点など。

○東委員

Q11 から 15 までの選択肢のところがあって、ほとんどが複数回答可になってるんですけど、クエスチョン 11 だけが一つを選んでくださいっていう、何か狙いというかがあっての、一つ選択なんですか。

○朝倉委員長

よろしいですか。

○山中センター長

これはですね、最も近いもの一つということで、ファーストチョイスと言うんですかね、一番最初にどこを選んでおられるか。それを問う形にさせていただいているということです。これは、なかなか選択は難しいかもしれませんが、あえて一つにすることによって、明らかになるものがあるのかなという思いがあったのですが、ちょっとこれもご相談というか検討したいというふうに思います。

○朝倉委員長

ありがとうございます。他にお気づきの点よろしいでしょうか。受任者向けの方、何かお気づきの点ありますか。

調査は、その調査をした結果っていうのをどう計画に生かすかってことなので、先ほどの議論のような仮説、こんなことが問題ではないか、もっとういうことができたらいんじゃないかっていうようなことをこの調査の中で引き出せるかどうかというような視点でもう 1 回ちょっと見ていただくとありがたいかなと思います。

○山中センター長

事務局から日比野委員にちょっとお尋ねしたいんですが、実は私どもこの成年後見制度の利用のことにに関して、医療というのは大変大事の分野であるという認識があるのですが、このアンケートの対象の中に医療系を入れていないのですが、医療の側から、あるいは私どもの方から考えなければいけないのかもしれませんが、問いかけるべきクエスチョンがなかなか整理できなかったという思いがありまして、その当事者である医療の方々からは、どういう問いかけがあれば答えられるのかとか、あるいはなかなか今の段階で答えるのは難しいというようなことなのか、少しそこをヒントをいただきたいと思っております。

○日比野委員

医療の現場は、なかなか成年後見制度を直接どうこうという機会は本当に少なく、私自身も今月一例、成年後見人の申立の診断書を書いたんですけど、本当に年間に 2,3 例しかないんですね。その中でやっぱりどういうことを聞くというのが、なかなかピンとこないところがあるんですけど。どうですかね、その成年後見制度について、どの程度その知識があるのかというようなことは、逆に聞きたいところのレベルで、本当にどういうふうに積極的に活用につなげるかというヒントっていうのは、本当なかなか書ける先生は少ないかなと思うので、その程度のものしかヒントとしてはないですが、本当に書いてる先生にとっては、このアンケートは、決して答えにくいものではないと思うので、私自身はちょっと答えにくいとは思いますが、これでもいいかなと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございます。それですと、このところに医療機関を入れるっていうことですか。

○山中センター長

そうですね。他の専門職は団体さんにお問い合わせできてるんですけども、もしお願いすることが医師会さんの方にお問い合わせができるかどうかということも踏まえて、またちょっとこれも検討ということになるんですが、いかがでしょう。

○日比野委員

はい。もちろん医師会として協力できることはさせていただこうと思うんですが、全員が全員このアンケートに答えられるとはとても思えないので、医師会の方からいくつかセレクトさせていただいて、答えられる方、あるいは限定した方にアンケートを依頼するという形は可能かと思います。

○朝倉委員長

可能な範囲で、できるだけ実態を把握するという方向でご準備いただけたらというふうに思いましたが、他によろしかったでしょうか。何かお気づきの点など。

○宮本委員

弁護士の宮本です。受任者向けのところでQ3、4、5、6あたりですかね、要はこれ各受任団体のキャパシティーを事前に調査しようというところなのかなと思うんですけど、要は、お医者さんもおっしゃってましたけど、全員の方が回答していただけるわけじゃないと思うものですから、返ってきたアンケートの受任可能件数、イコールキャパには当然ならないと言うところがありまして、おそらく回答してくれる人が非常に意識の高い先生であって、その受け皿が例えば200人いてですね、回答が50人だから、その4倍でいいかということ、必ずしもそうでもないというところがあるのでないでしょうか。ここは、もちろん、この調査をしていただくことは全然構わないんですけど、逆に、もう、弁護士会のアイズ、私の所属している委員会ですけども、そこで常に弁護士会の方に受任依頼があったものは、調査室の方で順次名簿に沿って配分するとか、そういう作業をやってるところがありますので、キャパの問題でいうのであれば、直接アイズのとある先生がやってるんですけど、そこにね、ちょっとお問い合わせいただくのが、むしろ正確なところが把握できるかなと。あくまで弁護士会に関してはそういうふうに思いますので、このアンケートしていただくこと自体は全然異議はございませんので。はい、以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。事務局はそれでよろしいですか。

○山中センター長

はい、承知いたしました。例えば社会福祉士会なども、ぱあとなあの受任調整をしている事務局に、どれぐらいの感触ですかみたいな話を聞いた方がいいのかもしれないということで、そういった対応も検討したいと思います。

○朝倉委員長

よろしいですか。それでは、いろんな意見が出ましたので、今いただいたご意見を参考にして、事務局の方でまたご検討いただけますでしょうか。

○山中センター長

いろいろご意見をいただいてありがとうございます。今ここでこういうふうには、ご意見いただいたものを改めてこれで出しますということできませんので、今いただいたご意見、あるいはですね、この後でも結構ですので、メール、FAX等でご意見いただけましたら、それを踏まえて、改めて委員長とご相談させていただいて、最終案を確定させていただいて、それでアンケートをさせていただくということでご了解いただければというふうに思います。委員長に一任させていただくということになろうかと思えますけれども、それでいかがでしょうか。

○各委員

(首肯)

○朝倉委員長

それでは私の方でまた事務局に確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは協議事項については以上で終わりにしたいと思います。あくまでも計画を作るためのアンケートはすごく大事な方法ではありますが、これで全てを明らかにできるわけではありませんので、ぜひこれからも委員の皆様がそれぞれの現場でいろんな現状を把握していただいて、課題とか、もっとこのようなことが必要ではないか、というようなことを今後も議論をできるような場をぜひ作っていきたいと思いますので、またご協力いただければと思っております。

それでは次にその他はありますでしょうか。

○山中センター長

その他は用意がございません。

○朝倉委員長

それでは再度、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○山中センター長

繰り返しになりますが、アンケートにつきましては12月を目途に手配し、2月頃に報告書の形でまとめて3月には皆様に発送するということを考えております。来年度は、5月に第1回の委員会を予定しております。今日、全員の皆様から御意見をいただくだけの時間がなかったので、またFAXなりメー

ルということで、ご意見を賜る機会を設けたいと思いますので、またご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○朝倉委員長

ありがとうございました。それでは時間になりましたので、これで本年度の策定委員会を終了させていただきたいと思いますが、これからが本番だと思います。ぜひ皆様は積極的に、この地域で本当に一人一人が大切にされる、この地域に暮らしててよかったなって思えるようなそんな支え合いの核になるのがこの権利擁護の仕組みだと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、この委員会を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。